

# 検定制度等の見直しに係る検討課題について

## 1 これまでの経緯

### 【法人事業仕分けの結果】(H22.5.24)

#### (1) 検定事業:「見直し」

- ① 自主検査の導入、実質的な民間参入ができるよう見直し
- ② サンプル調査であるにもかかわらず、全個数に検定済みのシールを貼付していることが問題視

#### (2) 鑑定事業:「廃止」

- ① 設置義務のない消火器については「検定」である一方、(設置義務のある)住宅用火災警報器は「鑑定」であるという、制度上の疑問
- ② 民間の参入、製造時の自主的検査を導入・拡大していくという前提

### 【消防庁の対応方針・スケジュール】(H22.6.15公表)

必要な防火・安全性能の確保に留意しつつ、下記により対応

- ① 検定・鑑定手数料の水準など制度運用面の見直しについては、検定協会において検討。  
平成23年度からの実施に向け年内に結論
- ② 制度設計面の見直しについては、火災予防行政に係る「基本問題検討部会」において、公的認証制度全体のあり方とあわせて検討。  
次期通常国会への消防法改正法案の提出に向け、年内に結論

## 2 「予防行政のあり方に関する検討会」報告(平成22年12月)の概要

### (1) 検定

- ① 自主検査の拡大
  - ・ 検定の方式として、優良事業者等を対象として「データ審査方式」を導入
- ② 民間参入の促進＝登録検定機関の要件緩和
  - ・ 試験設備の「保有」を要件→「用いて行う」ことで可
- ③ 「個別検定」の趣旨・手続きの明確化
  - ・ 全数の検査ではなく、型式への適合性を認証するという制度趣旨を明確化
  - ・ あわせて未受検販売等に係る回収命令等の制度を整備
- ④ 対象品目の整理
  - ・ 現行14品目のうち、主として消防機関が使用するものなど 3品目を除外(いずれも自主表示に移行)
  - ・ 「住宅用火災警報器」を新たに追加・・・全住宅に設置が義務づけられていることに鑑み、第三者機関による性能確認が必要

### (2) 鑑定

- ・ 日本消防検定協会の鑑定事業を廃止
  - ※ 検定と並ぶ認証制度ではない趣旨を明確化

### (3) 「自主表示」制度(製造事業者等の自己認証表示の義務づけ)の対象拡大





【現行】「動力消防ポンプ」及び「消防用吸管」の2品目  
(主として消防機関が使用するもの)



- 【追加】
- ① 「消防用ホース」及び「結合金具」の2品目  
(主として消防機関が使用するもの)  
→「検定」から移行)
  - ② 「漏電火災警報器」  
(建築物の実態変化でニーズ低下したもの)  
→「検定」から移行)
  - ③ 「エアゾール式簡易消火具」  
(家庭に広く流通し、破裂事故も頻発)

# 消防用機器等に関する認証制度の概要

平成22年12月現在

区分	販売規制等を伴うもの		販売規制等を伴わない(任意のもの)	
	検定 	自主表示 	認定 	鑑定 
根拠条文	消防法第21条の2 (マーク)消防法施行規則別表第三	消防法第21条の16の2 (マーク)消防法施行規則別表第四	消防法第17条の3の2 消防法施行規則第31条の4 (マーク)平成12年消防庁告示第19号	消防法第21条の36 (マーク)根拠規定なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者機関(日本消防検定協会又は登録検定機関)が、規格省令に適合することを検査し、合格の表示。</li> <li>合格表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造事業者が自ら、規格省令に適合することを検査し、適合している旨の表示。</li> <li>適合表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録認定機関が、省令・告示に定められている技術準に適合することを認定し、適合している旨の表示。</li> <li>消防機関による消防設備等の設置時検査において、必要な技術基準に適合しているとみなされ、検査手続きが簡略化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防法上、日本消防検定協会の業務の一つとして規定。(法的効果については、特段の規定なし)</li> </ul>
実施主体	日本消防検定協会 又は登録検定機関 (登録検定機関は現在のところなし)	製造事業者 (※規格省令への適合は、実態上、日本消防検定協会が、製造事業者からの依頼に基づく受託試験で確認)	登録認定機関 (日本消防設備安全センター、日本消防検定協会、日本電気協会など7機関)	日本消防検定協会
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器</li> <li>・閉鎖型スプリンクラーヘッド</li> <li>・感知器・発信機</li> </ul> など14品目  消防製品に特有な基幹的な機械器具等 ⇒ 政令で品目を指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動力消防ポンプ</li> <li>・消防用吸管</li> </ul> など2品目  消防製品に特有な基幹的な機械器具等のうち、主として消防機関が使用するもの ⇒ 政令で品目を指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー配管継手</li> <li>・スプリンクラーポンプ</li> <li>・非常電源</li> </ul> など37品目  一定の用途及び規模の建物に設置義務がある消防用設備等又はこれらの部分である機械器具 ⇒ 製造事業者の依頼により登録認定機関が実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用火災警報器</li> <li>・エアゾール式簡易消火具</li> <li>・消火器用圧力計</li> </ul> など19品目  省令・告示等に技術基準が定められている機械器具等のうち、検定対象品目の消耗部品や類似品等 ⇒ 製造事業者の依頼により日本消防検定協会が実施

# 検定制度等の対象品目の再整理(案)

平成22年12月  
予防行政のあり方に関する検討会報告より

## 1. 検定【現行:14品目→再整理後:12品目】

分類	認証品目	主たる購買者※			改正案
		消費者	事業所	消防機関	
「消火」関係	消火器	○	●		検定
	消火器用消火薬剤		●		検定
	泡消火薬剤		●		検定
	消防用ホース		●	○	自主表示
	差込式又はねじ式の結合金具		●	○	自主表示
	閉鎖型スプリンクラーヘッド		●		検定
	流水検知装置		●		検定
	一斉開放弁		●		検定
「警報」関係	感知器又は発信機		●		検定
	中継器		●		検定
	受信機		●		検定
	漏電火災警報器		●		自主表示
「避難」関係	金属製避難はしご		●		検定
	緩降機		●		検定

## 2. 自主表示【現行:2品目→再整理後:6品目】

分類	認証品目	主たる購買者※			改正案 (現行どおり)
		消費者	事業所	消防機関	
「消火」関係	動力消防ポンプ		●	○	自主表示
	消防用吸管		●	○	自主表示

## 3. 鑑定【現行:19品目→廃止】

分類	認証品目	主たる購買者※			改正案	
		消費者	事業所	消防機関		
事業所向けの消防用製品等	検定品目の部品等	消火器の加圧用ガス容器		●※		
		蓄圧式消火器用指示圧力計		●※		
		消火器及び加圧用ガス容器の容器弁		●※		
		自動火災報知設備等の音響装置		●※		
		自動火災報知設備等の予備電源		●※		
		自動火災報知設備の蓄積付加装置		●※		
		パッケージ型消火設備等に使用する消火薬剤		●※		
		その他	二号消火栓及び補助散水栓		●※	
			易操作性一号消火栓		●※	
			消防用接続器具		●※	○
住宅向けの消防用製品等	住宅用スプリンクラー設備	○				
	住宅用火災警報器	●				
	エアゾール式簡易消火具	○				
	自動火災報知設備の遠隔試験機能に係る外部試験器		○			
	放火監視機器		○			
消防自動車関係	ホースレイヤー			○		
	消防用積載はしご			○		
	特殊消防ポンプ自動車等に係る特殊消火装置			○		
	オーバーホール等整備を行った特殊消防ポンプ自動車			○		

※印は、消防用設備又はその部分であるため、登録認定機関からの申請により、「認定」の対象とすることが可能

(注) 「主たる購買者」の「●」は消防法に基づく設置義務のあるもの(部品を含む。), 「○」はそれ以外。

## 検定制度等の見直し（「自主表示」への移行）に際し必要となる安全性能確保のための方策（想定）

区分	検討課題			主たる検討主体
	事項	検討内容	法令等による対応	
販売前	規格の明確化	製品の性能評価、試験方法等に関する法令上の規定の一層の明確化	規格省令改正 施行規則改正	消防庁 検定協会
	自主表示届出手続等の整備	市場流通品の概要を把握できる書類の届出の義務化 製造業者等による規格適合検査等に関する調書の作成・保存の義務化	施行規則改正	消防庁 検定協会 工業会等
	第三者認証の仕組みの整備	第三者認証機関による受託試験又は認定制度の適用等を通じた第三者認証の仕組みの整備	第三者認証機関の規程等整備	消防庁 第三者認証機関
販売後	不良品の流通等に対する罰則の強化	規格に適合しない消防用機器等を市場に流通させた者に対する罰則の引上げ	法改正	消防庁 第三者認証機関
	不良品に係るリコール命令制度の導入	規格に適合しない消防用機器等が市場に流通した場合における総務大臣による回収等の命令権の創設	法改正	
	試買等による品質確認	自主表示品目を対象とした市場調査等の実施	施行規則改正 試買のための予算確保等	

# 消防用機器等の検定制度等の見直しのための法制的手当(イメージ)

未定稿

平成23年4月

	検定制度・鑑定業務の見直し	自主表示制度の整備
法律改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登録検定機関の要件のうち試験設備の「保有」要件の緩和</li> <li>○ 「個別検定」を「型式適合検定」(仮称)に改称</li> <li>○ 検定を未受検・不正受検の消防用機器等が市場に流通した場合における総務大臣による回収等の命令権の創設(最高1億円の罰金刑)</li> <li>○ 未受検の消防用機器等を市場に流通させた者に対する罰則の引き上げ(30万円以下の罰金→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(併科あり))</li> </ul> <p>※ 日本消防検定協会の業務のうち、「鑑定」に代えて、「製造事業者等の依頼に基づく評価業務を行う」ことを規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規格に適合しない消防用機器等が市場に流通した場合における総務大臣による回収等の命令権の創設(最高1億円の罰金刑)</li> <li>○ 規格に適合しない消防用機器等を市場に流通させた者に対する罰則の引き上げ(30万円以下の罰金→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(併科あり))</li> </ul>
政省令等改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検定対象品目に「住宅用火災警報器」を追加し、「消防用ホース」、「結合金具」及び「漏電火災警報器」を除外(自主表示へ移行)[政令・規格省令]</li> <li>○ 「個別検定」の手續の規定の整備(優良事業者等を対象とした「データ審査方式」の導入を含む。)[省令]</li> </ul> <p>※ 現行「鑑定」品目の規格・基準に関する省令・告示の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主表示対象品目に「消防用ホース」、「結合金具」及び「漏電火災警報器」(いずれも検定から移行)並びに「エアゾール式簡易消火具」を追加[政令・規格省令]</li> <li>○ 上記の自主表示移行品目に係る設備基準の規定の見直し[省令]</li> <li>○ 自主表示届出事項の拡充等手續き規定の整備[省令]</li> </ul>
運用見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本消防検定協会等において、検定業務及び依頼に基づく評価業務の実施方法等につき協会規程等の見直し</li> </ul> <p>※ 現行「鑑定」品目中、事業所向け製品への「認定」制度の適用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主表示移行品目中、事業所向け製品への「認定」制度の適用等</li> </ul>